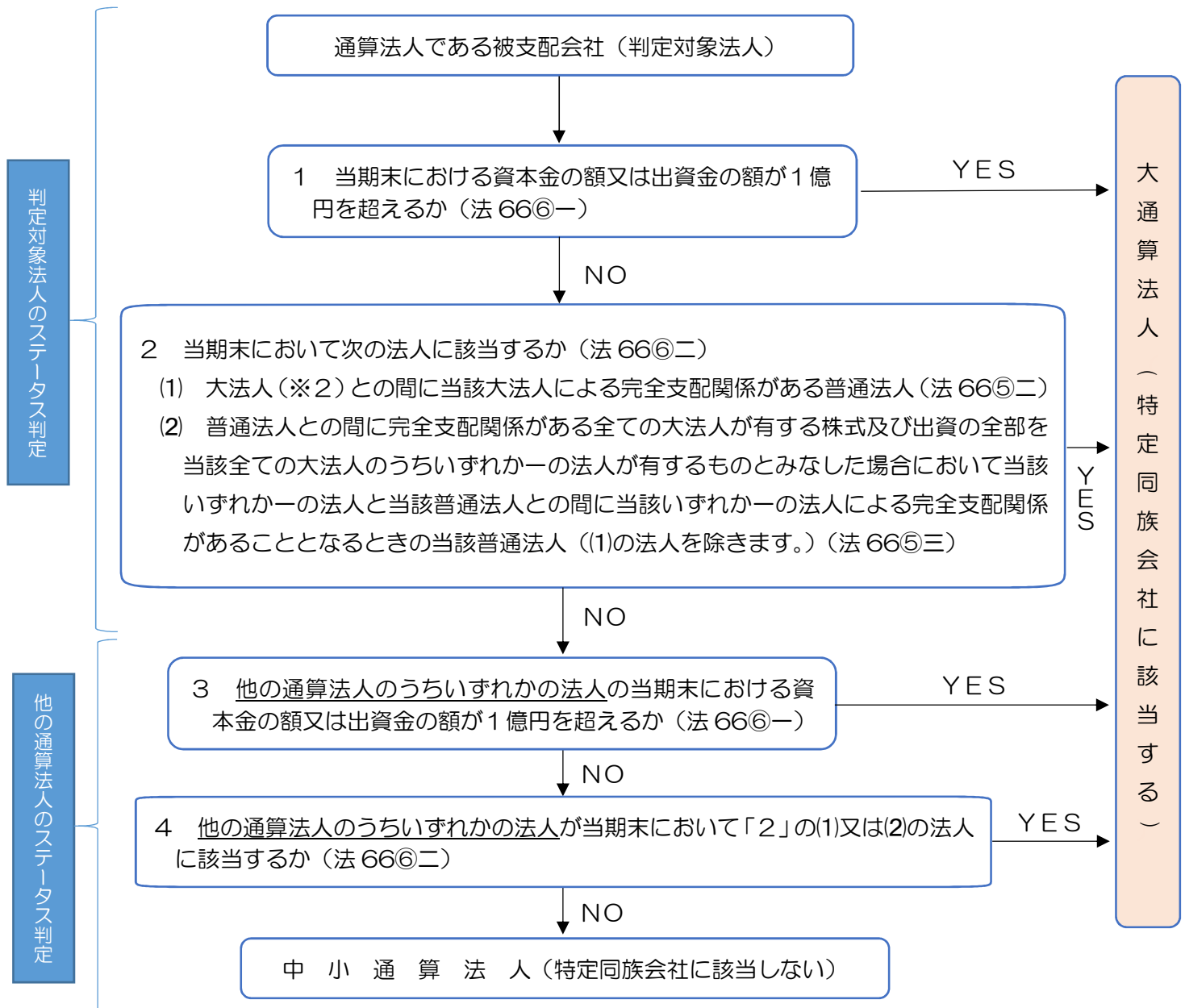


通算法人における特定同族会社の判定

通算法人である被支配会社（※1）が法人税法第 66 条第 6 項に規定する大通算法人である場合には、その通算法人である被支配会社は特定同族会社（法 67①）に該当することとなるため、特定同族会社の特別税率の規定が適用されます。通算法人である被支配会社が大通算法人に該当して特定同族会社に該当するかどうかは、次により判定することができます。



（※1）被支配会社とは、会社（投資法人を含みます。）の株主等（その会社が自己の株式又は出資を有する場合のその会社を除きます。）の1人並びにこれと特殊の関係のある個人及び法人がその会社の発行済株式又は出資（その会社が有する自己の株式又は出資を除きます。）の総数又は総額の100分の50を超える数又は金額の株式又は出資を有する場合等におけるその会社をいいます（法 67②、令 139 の 7）。

なお、被支配会社で、被支配会社であることについての判定の基礎となった株主等のうちに被支配会社でない法人がある場合には、その法人をその判定の基礎となる株主等から除外して判定することになります（法 67①）。

(※2) 大法人とは、次のイ～ハの法人をいいます。

イ 資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人

ロ 相互会社（外国相互会社を含みます。）

ハ 受託法人

(※3) 判定対象法人である通算法人が大通算法人に該当するかどうかの判定は、その通算法人及び他の通算法人の判定事業年度（その通算法人が特定同族会社の特別税率の規定の適用を受けるかどうかの判定をしようとする事業年度をいいます。）終了の時の現況により判定します。通算親法人の事業年度の間において通算承認の効力を失った通算法人のその効力を失った日の前日に終了する事業年度における判定についても同様です。

(※4) 判定対象法人である通算法人又は他の通算法人のうち、いずれかの法人が受託法人に該当する場合には、その通算法人は大通算法人となり（法66⑥二）、特定同族会社に該当することとなります（法令14の6⑥による読替え後の法67①）。

(※5) 適用除外事業者の判定は必要ありません。